

演習シート

ケース

てんかん発作、認知症の症状があるEさん（59才、女性、要介護度2）のデイサービス利用中のことである。

施設職員は他の利用者の移乗介助を行うため隣室に移動し、その際、Eさんに背中を向ける形になって3分間ほど目を離したすきに、Eさんは施錠されていないドアを横に開けて前のめりに倒れて転倒・骨折した。

Eさんは右大腿骨転子部骨折の傷害を負い、積極的なリハビリテーションは行えず、自立歩行は困難であると診断され、要介護度5となった。

施設側の主張

「隣室で他の施設利用者の移乗介助をしている間、危険があるのではないかと考えなかったか」と被告代理人に問われた際、徘徊するような状況であれば目を離さなかった、あるいは、他の方法をとったと思うが、Eさんは本件事故当日の午前中はずっと歩き回っていたものの、昼食をとった後は、写真集を見ながら座っていたので落ち着いていると判断した、別の部屋に移動しても、そこには他のスタッフがいて対応可能であった旨を述べ、また、写真集を見て一つのことに集中していたEさんを、スタッフがいる別室に連れて行くということは適切ではないと考えたという。

「今、こういった事故の後に、思えば、今後は誰かに声をかけるということで、乙さんを見ておいてくださいということは言うていくということなのか、というふうには思います」